

広島県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五七〇一・五七八三の六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

水道事業用地とするため

二1 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五七〇一・五七八三の六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）